

MR Client Backup サービス利用規約

第1条（総則）

1. 本利用規約（以下「本規約」といいます）は、株式会社テクノル（以下「当社」といいます）が提供するセキュリティサービス「MR Client Backup」（以下「本サービス」といいます）の利用条件を定めるものです。
2. 本サービスの利用者（以下「利用者」といいます）は、本規約の内容を十分に理解し、これに同意の上、本サービスを利用するものとします。利用者が本サービスの利用を開始した時点で、本規約に同意したものとみなします。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとします。

- ・本サービス：当社が提供する「MR Client Backup」と称するエンドポイントデバイスのデータバックアップ及び関連サービス。本サービスは、OpenText社が提供する「Core Endpoint Backup」サービスを基盤としています。
- ・利用者：本規約に同意の上、当社所定の手続きに従い本サービスの利用を申し込み、当社が承諾した法人または個人。
- ・利用契約：本規約に基づき当社と利用者との間に成立する、本サービスの利用に関する契約。
- ・OpenText社規約：本サービスの基盤となるサービスを提供するOpenText社が定める「End User License Agreement (EULA)」および「Cloud Service Terms and Conditions」。
- ・バックアップ対象データ：利用者が本サービスを利用してバックアップする、利用者のエンドポイントデバイス（PC、サーバー等）に保存されたデータ。
- ・利用者設備：本サービスの提供を受けるために利用者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア。

第3条（サービス内容）

1. 本サービスは、利用者が管理するPCやサーバー等のエンドポイントデバイス上のデータを、クラウドストレージへ自動的にバックアップし、データの復元、およびデバイスの遠隔管理機能を提供するものです。
2. 本サービスの詳細な仕様、機能については、当社ウェブサイトまたは別途当社が提供する資料に定めるとおりとします。
3. 当社は、本サービスの機能を追加、変更、または削除することがあります。当社は、利用者への事前の通知をもって、本サービスの仕様を変更できるものとします。

第4条（本規約の変更）

1. 当社は、当社の判断により、本規約をいつでも変更することができます。
2. 変更後の利用規約は、当社が別途定める場合を除き、当社ウェブサイトに掲載した時点から効力を生じるものとします。
3. 利用者が本規約の変更後も本サービスの利用を継続した場合、変更後の規約に同意したものとみなします。

第5条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用を希望する者は、本規約に同意の上、当社所定の方法により利用申込みを行うものとします。
2. 当社が申込みを承諾した時点で、利用者と当社との間に本サービスの利用契約が成立するものとします。

第6条（利用料金）

1. 本サービスに関する料金は、別途定める料金表のとおりとします。
2. サービス料金は、本契約開始日から計算します。
3. 利用者は、本サービスに関する料金およびそれに係る消費税等（以下「料金等」といいます）を、当社からの請求書に基づき、別途定める支払期日までに支払うものとします。
4. 利用者が料金等の支払を遅延した場合、年利3%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。
5. 利用者は、本契約の有効期間中に本サービスの利用資格を失った場合、または本契約が理由の如何を問わず終了した場合であっても、既に支払われた料金等の返金を求めるることはできず、また未払いの料金等がある場合はその支払義務を免れるものではありません。ただし、当社の責に帰すべき事由により本契約が解除された場合は、この限りではありません。
6. 当社は、著しい経済変動、提携事業者の料金改定、その他本サービスの提供コストが大幅に上昇する事由が生じた場合、料金改定日の2カ月前までに書面で利用者に通知することにより、サービス料金を改定することができるものとします。ただし、料金改定が利用者に不利とならない場合は、料金改定日の前日までに通知することにより改定できるものとします。

第7条（禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為または該当すると当社が判断する行為をしてはなりません。

1. 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
2. 当社、他の利用者またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
3. 公序良俗に反する行為
4. 当社、他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
5. 本サービスのネットワークまたはシステム等に過度な負荷をかける行為
6. 本サービスのソフトウェアの逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、その他本サービスのソースコードを解析する行為
7. 本サービスに接続している他のシステムまたはネットワークへの不正アクセスを試みる行為
8. 本サービスを、当社の許可なく第三者のために利用する行為
9. その他、当社が不適切と判断する行為

第8条（OpenText社規約への同意）

1. 本サービスは、OpenText社が提供するサービスを基盤としています。利用者は、本サービスの利用にあたり、以下のOpenText社が定める利用規約（以下総称して「OpenText社規約」といいます。）の内容を順守することに同意するものとします。
 - ・エンドユーザーライセンス契約（EULA）
<https://cybersecurity.opentext.com/legal/eula/>
 - ・クラウドサービス利用規約（Cloud Service Terms and Conditions）
<https://cybersecurity.opentext.com/legal/cloud-terms-and-conditions/>
2. OpenText社規約の内容が変更された場合、変更後の規約が適用されるものとします。ただし、当該変更が利用者の権利を制限し、または新たな義務を課す等、利用者に不利な影響を及ぼすものであると当社が判断した場合、当社は速やかにその変更内容を利用者に通知します。
3. 本規約の定めとOpenText社規約の定めとの間に矛盾または抵触が生じる場合、本規約の定めが優先して適用されるものとします。

第9条（アカウント管理）

1. 利用者は、当社から付与された ID およびパスワード等（以下「アカウント情報」といいます。）を、自己の責任において厳重に管理するものとします。
2. 利用者は、アカウント情報を第三者に利用させ、または貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。
3. アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は利用者が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。

第 10 条（サービスの停止・中断）

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、利用者に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。

1. 本サービスに係るシステムの保守点検または更新を行う場合
2. コンピュータ、通信回線等が事故により停止した場合
3. 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
4. OpenText 社のサービス提供が停止または中断した場合
5. その他、当社が停止または中断を必要と判断した場合

第 11 条（知的財産権）

本サービスに関するソフトウェア、ドキュメント、その他一切のコンテンツに関する所有権および知的財産権は、すべて当社または当社にライセンスを許諾している者（OpenText 社を含みます。）に帰属しており、本サービスの利用許諾は、これらの知的財産権の使用許諾を意味するものではありません。

第 12 条（免責事項）

1. 当社は、本サービスが利用者の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、利用者による本サービスの利用が利用者に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、および不具合が生じないことについて、何ら保証するものではありません。
2. 当社は、本サービスに起因して利用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。ただし、当社に故意または重大過失があった場合はこの限りではありません。
3. 本サービスは、バックアップ対象データの完全な保全を保証するものではありません。データの消失、毀損、漏洩等に関して当社は一切の責任を負いません。利用者は、重要データについては、自己の責任において別途バックアップ等の措置を講じるものとします。
4. 本サービスに関連して利用者と他の利用者または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切責任を負いません。

第 13 条（契約期間）

1. 利用契約の有効期間は、利用契約が成立した日から、申込時に選択された期間の満了日までとします。
2. 期間満了の 30 日前までに、利用者または当社から更新しない旨の通知がない場合、利用契約は同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第 14 条（解約）

1. 利用者は、当社所定の手続きにより、いつでも利用契約を解約することができます。ただし、契約期間の途中で解約した場合でも、当該契約期間満了日までの利用料金の支払義務を負うものとします。

2. 当社は、利用者が本規約のいずれかの条項に違反した場合、事前の通知または催告をすることなく、本サービスの利用を一時的に停止し、または利用契約を解除することができます。

第15条（契約終了後の措置）

1. 利用契約が終了した場合、利用者は本サービスを一切利用できなくなります。
2. 当社は、利用契約終了後、当社の裁量により、本サービスに保存されている利用者のバックアップ対象データを削除することができます。当社は、データの削除によって利用者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第16条（損害賠償）

1. 利用者設備に起因して本サービスを利用できない場合、当社は損害賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社の責に帰すべき事由により利用者に損害が発生した場合、当社が負う賠償責任は、通常かつ直接の損害に限り、かつ損害発生の直接原因となった本サービスの月額料金を上限とします。ただし、当該損害が当社の故意または重大な過失に起因する場合は、この限りではありません。

第17条（秘密保持）

利用者は、本サービスに関連して当社が利用者に対して秘密に取り扱うことを求めて開示した非公知の情報について、当社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

当社および利用者は、自己またはその役員が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

第19条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本規約および利用契約の準拠法は、日本法とします。
2. 本規約または利用契約に起因し、または関連する一切の紛争については、被告の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

OpenText Cybersecurity エンドユーザー ライセンス契約書

重要：本文章は、以下の URL で公開されている原文（英語）を翻訳したものです。

https://cybersecurity.opentext.com/legal/eula/?id=11285_34380&loc=en

本サイバーセキュリティ・エンドユーザー ライセンス契約書は、添付書類および補遺（該当する場合、それぞれ、総称して「EULA」）とともに、ソフトウェアのインストール中に表示される可能性のある条件に加えて、ライセンサーによる該当ソフトウェア（以下に定義）のライセンスおよび使用を規定するものです。本契約の条件と、お客様がソフトウェアを使用またはインストールする際に提示される条件との間に矛盾または不一致がある場合は、本契約の条件が優先され、管理するものとします。本 EULA を参照する注文を行うこと、[同意する]または同様の承諾ボタンをクリックすること、あるいはソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用すること（かかる行為のいずれかが最初に行われた日を「発効日」とします）により、ライセンサーおよび該当する取引文書に記載された OpenText 事業体（「OT」、「当社」、または「弊社」）は、発効日をもって法的に拘束力のある契約を締結し、ライセンサーは本 EULA に拘束され、これを遵守することに同意するものとします。お客様が法人を代表して本 EULA を締結する場合、お客様は、当該法人およびその関連会社を本 EULA に拘束する権限を有することを表明し、保証するものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、または本 EULA に同意しない場合は、ライセンスされたソフトウェアまたはその他の文書もしくはサポートソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用してはなりません。お客様が、お客様がソフトウェアをインストール、設定、および/または管理しているライセンサーを代表して本 EULA を締結する場合、お客様は、当該ライセンサーを本 EULA に拘束する権限を有することを表明し、保証するものとします。お客様がそのような権限を有しない場合、またはライセンサーが本 EULA に同意しない場合は、お客様もライセンサーも、ソフトウェアのダウンロード、インストール、または使用を許可してはなりません。お客様が第三者を代表して本 EULA を受諾する場合、お客様は、本 EULA に関して行われた無許可の行為に関連するいかなる損害、損失、請求、および費用からも、OT およびその関連会社ならびにそれぞれの取締役および従業員を無制限に防御し、補償し、免責するものとします。OT とライセンサーは以下の通り合意します。

I. 定義

- 「**関連会社**」 とは、本 EULA の当事者によって支配されている、支配している、または共通の支配下にある事業体を意味します。支配は、対象事業体の発行済み株式資本および議決権の過半数を直接的または間接的に所有することによって存在します。事業体がこれらの基準を満たさなくなった場合、本 EULA の下での関連会社ではなくなります。
- 「**請求**」 とは、対象国において、第三者が、対象国の法律の下で存在する第三者の特許、著作権、または企業秘密の権利の侵害を主張して、管轄権を有する裁判所にライセンサーに対して提起した請求、訴訟、または手続きを意味します。
- 「**機密情報**」 とは、物理的な形式であるか否かにかかわらず、一方の当事者から他方の当事者に開示されたすべての口頭での通信、文書、およびその他の情報であって、(a) その性質または開示を取り巻く状況から、開示当事者にとって機密である、または合理的に機密とみなされるこ

とが予想されるもの、(b) 開示当事者によって「機密」とマークまたはその他指定されているもの、または (c) 開示当事者が受領当事者に対して機密または企業秘密であると通知したものと意味します。

- ・ 「**対象国**」 とは、特許協力条約の各締約国（現在 https://www.wipo.int/pct/en/pct_contracting_states.html で公開）を意味し、「対象国」とはそのうちの 1 つを意味します。
- ・ 「**文書**」 とは、OT が一般に提供する、該当ソフトウェアの納品日時点での有効なユーザーガイド、操作マニュアル、およびリリースノートを意味します。
- ・ 「**料金**」 とは、該当する場合、ライセンス料および/または保守料を意味します。
- ・ 「**ハードウェア**」 とは、OT または OT から物理デバイスを調達するリセラーによってライセンサーに販売またはリースされた物理デバイスを意味します。
- ・ 「**リースハードウェア補遺**」 とは、リースされたハードウェアに関連するすべての適用条件を含む、<https://cybersecurity.opentext.com/legal/leased-hardware-addendum> で入手可能な補遺を意味します。
- ・ 「**ライセンサー**」 とは、本 EULA に基づき OT によってソフトウェアライセンスを付与された法人または個人を意味します。
- ・ 「**ライセンス文書**」 とは、本 EULA、ライセンスモデルスケジュール、取引文書、文書、www.opentext.com/agreements で入手可能な「第三者通知」（該当する場合）と題された文書、および OT が提供するソフトウェアの許可された使用を定めるその他の文書を意味します。
- ・ 「**ライセンス料**」 とは、ソフトウェアライセンスの付与に関してライセンサーが OT に支払うべきすべての返金不可の料金を意味します。
- ・ 「**ライセンスモデル**」 とは、該当するライセンスモデルスケジュールに記載されている、ソフトウェアの使用を規定するソフトウェアライセンスに関連する条件、制限、および制約の説明を意味します。
- ・ 「**ライセンスモデルスケジュール**」 とは、各個別ソフトウェアライセンスについて、該当する取引文書の日付で有効な、<https://cybersecurity.opentext.com/legal/license-model-schedule> に掲載されているライセンス対象ソフトウェアに適用される「ライセンスモデルスケジュール」と題された文書のバージョンを意味します。
- ・ 「**保守料**」 とは、サポートサービスに対してライセンサーが OT に毎年支払うべき返金不可の料金を意味します。
- ・ 「**物理メディア**」 とは、ソフトウェアを含むまたは有効にする物理的なメディアまたはハードウェアを意味します。
- ・ 「**リセラー**」 とは、OT の正規販売代理店を意味します。

- ・ 「**ソフトウェア**」 とは、本 EULA に基づきライセンサーにライセンスされるソフトウェア製品、文書、およびサポートソフトウェアを意味し、ライセンサーが作成したすべてのコピーを含み、意味が許す場合には、ソフトウェアのすべてまたは一部を指す場合があります。
- ・ 「**ソフトウェアライセンス**」 とは、本 EULA に基づきライセンサーに付与されるソフトウェアのライセンスを意味します。
- ・ 「**サポートハンドブック**」 とは、<https://cybersecurity.opentext.com/legal/software-support-and-maintenance-handbook> で公開されている、その時点での最新版のソフトウェア保守プログラムハンドブックを意味します。
- ・ 「**サポートサービス**」 とは、サポートハンドブックに記載されているソフトウェアの保守およびサポートサービスを意味します。
- ・ 「**サポートサービス期間**」 とは、(a) 取引文書に記載されているサポートサービスの期間、または (b) 取引文書にサポートサービスの期間が記載されていない場合、OT がライセンサーにソフトウェアを納品した日（電子ダウンロードによる提供を含む）から始まる 12 ヶ月間またはその応当日を意味します。
- ・ 「**ソフトウェア固有条件補遺**」 とは、該当ソフトウェアのライセンスおよび本 EULA の条件を変更するソフトウェア固有の条件を含む、<https://cybersecurity.opentext.com/legal/software-specific-terms-addendum> で入手可能な補遺を意味します。
- ・ 「**サポートソフトウェア**」 とは、サポートサービスの一部としてライセンサーに提供されるすべての保守およびサポートソフトウェア、アップデート、アップグレード、パッチ、修正、移植版、またはソフトウェアの新バージョン、ならびに当該サポートハンドブックに従ってライセンサーに提供されるすべての関連文書を意味します。
- ・ 「**税金**」 とは、本 EULA に基づくライセンスの付与およびソフトウェアの納品またはサポートサービスの提供から生じる、適切な政府によって課される売上税、使用税、消費税、物品サービス税、および付加価値税を意味しますが、OT の所得に課される税金は除きます。
- ・ 「**第三者ソフトウェア**」 とは、第三者が所有し、ライセンサーに直接ライセンスするソフトウェア製品を意味します。
- ・ 「**取引文書**」 には、a) OT とライセンサー（または該当する場合はリセラー）との間で本 EULA を参照する書面による注文書、b) OT が発行し、ライセンサー（または該当する場合はリセラー）が署名した見積書、c) OT が発行した請求書、d) OT または関連会社がサポートサービスのために発行した更新通知、または e) 本 EULA を参照し、OT が書面で同意したその他の文書が含まれます。2 つ以上の取引文書間に矛盾がある場合、取引文書の優先順位は上記の順序で解釈されます。すべての取引文書は本 EULA に準拠します。

2. 所有権

2.1 **所有権** いかなるソフトウェアも販売されるものではありません。ソフトウェアに関するすべての所有権、知的財産権、およびその他の権利と利益は、OpenText 社、その関連会社、またはそのライセンサーにのみ帰属します。ソフトウェアのソースコードは、OpenText 社、その関連会社、またはそのライセンサーの企業秘密であり、それらの機密情報です。

3. ライセンスの付与

3.1 **ライセンスの付与** ライセンス文書に別段の定めがある場合を除き、ライセンサーがライセンス料および税金を全額支払うことを条件として、OT はライセンサーに対し、ライセンス文書に記載されたライセンスモデル、制限、数量、条件、および制約に従い、該当する取引文書で特定されたソフトウェアをオブジェクトコードのみでダウンロード、インストール、および実行するための、譲渡不能（本契約に規定されている場合を除く）、全世界的、非独占的、永続的（期間限定と記載されている場合を除く）、内部業務使用ライセンス（ライセンスモデルスケジュールに別段の定めがある場合を除く）を付与します。OT は、両当事者が署名した書面でライセンサーに明示的に付与されていないすべての権利を留保します。

3.2 **適用されるライセンスモデル** ソフトウェアの制限は取引文書に記載される場合があります。ライセンサーが購入したソフトウェアに適用されるライセンスモデルには、取引文書に明記されていない追加の制限が記載されており、それらは本契約に組み込まれ、ライセンスモデルスケジュールに記載されています。

3.3 **関連会社へのライセンスの割り当て** 適用されるライセンス文書で禁止されていない限り、ライセンサーはソフトウェアライセンスをその関連会社に割り当てることができます。ただし、(a) ライセンサーは関連会社によるライセンス文書の遵守について責任を負い続け、(b) ライセンサーは関連会社によるライセンス文書の違反に対して責任を負うものとします。

3.4 **追加のライセンス固有条件** 本契約で付与されるライセンスは、ソフトウェア固有の追加条件に従う場合があり、それらは本契約に組み込まれ、ソフトウェア固有条件補遺に記載されています。

3.5 **リースハードウェア補遺** OT または OT からハードウェアを調達するリセラーがライセンサーに提供するハードウェアのリースは、追加の条件によって規定され、それらは本契約に組み込まれ、リースハードウェア補遺に記載されています。

4. ソフトウェアおよび文書

4.1 **ソフトウェアおよび文書** ライセンサーは、ライセンスされたソフトウェアを使用するために必要な数のソフトウェアのコピーを作成することができます。ライセンサーが作成したソフトウェアの各コピーには、元のコピーに表示されているものと同じ著作権およびその他の表示を含めなければなりません。ライセンサーは文書を修正してはなりません。文書は、(a) ライセンサーによるソフトウェアの使用をサポートするためにのみ使用でき、(b) 許可されていない第三者に再発行または再配布してはならず、(c) ライセンサーまたはその他の当事者が料金を受け取るトレーニングを実施するために配布または使用してはなりません。ライセンサーは、ソフトウェアに関連するいかなるシステムスキーマ参照文書もコピーしてはなりません。

OpenText Cybersecurity クラウド利用規約

重要；本文章は、以下の URL で公開されている原文（英語）を翻訳したものです。

https://cybersecurity.opentext.com/legal/cloud-terms-and-conditions/?id=14208_36492&loc=en

本クラウド利用規約（以下「本規約」）は、別紙、補遺、または注文書（それぞれ該当する場合、総称して「本契約」とともに、お客様による該当サービス（以下に定義）へのアクセスおよび利用を規定します。本規約を参照する注文を行うこと、「同意する」または同様の承諾ボタンをクリックすること、あるいはサービスにアクセスまたは利用すること（これらのいずれかの行為が最初に行われた日を「発効日」とする）により、お客様と該当する注文書に記載された OpenText 事業体（以下「OT」、「当社」、または「OT 契約事業体」）は、発効日をもって法的に拘束力のある契約を締結し、お客様は本契約に拘束され、これを遵守することに同意するものとします。本契約の条件は、クライアント側ソフトウェアを含む、サービスの利用またはインストール中に提示される可能性のある条件に加えて、お客様のサービスの利用を規定します。本契約の条件と、クライアント側ソフトウェアの利用またはインストール中にお客様に提示される条件との間に矛盾または不一致がある場合、本契約の条件が優先され、支配するものとします。お客様が法人または受益者（以下に定義）を代表して本契約を締結する場合、お客様は、当該事業体および/または受益者（該当する場合）を本契約に拘束する権限を有することを表明し、保証するものとします。その場合、本規約で使用される「お客様」および「あなたの」という用語は、当該事業体および受益者（該当する場合）を指します。お客様がそのような権限を有しない場合、または本契約に同意しない場合は、サービスの使用または使用の許可を行ってはなりません。OT は、本契約を隨時変更することができます。OT が、その単独の裁量により決定される本契約への重大な変更を行う場合、OT は、お客様に事前の書面による通知を行います（ウェブサイトまたはサービス上のバナー通知による改訂契約の掲載、および/またはお客様から提供された最後の電子メールアドレスへの電子メールの送信を含むが、これらに限定されない）。変更された契約に同意するか、変更された契約の発効日以降もサービスを継続して使用することにより、お客様は変更された契約の条件に同意するものとします。

I. 定義

- 「App Store」 とは、個人がデバイスにクライアント側ソフトウェアを見つけてインストールできる、サードパーティのデジタル配信プラットフォームを意味します。
- 「適用税」 とは、OT の所得に課される税金を除き、サービスに適用される売上税、使用税、消費税、物品サービス税、付加価値税および同様の税金を意味します。
- 「受益者」 とは、MSP が別紙 I に従って、当該組織自身の内部事業利用のためにマネージドサービスを提供するサードパーティ組織を意味します。
- 「クライアント側ソフトウェア」 とは、個人のパーソナルコンピュータ、モバイルデバイス、サーバー、またはネットワーク用のクライアントソフトウェアを含む可能性のある、サービスの利用目的でダウンロードおよびインストールする必要がある該当するオブジェクトコードソフトウェアを意味します。

- ・ 「クラウドサービス」 とは、注文書に記載されている、本契約に基づき OT がお客様に提供し、クラウドコンピューティング技術を使用してオンラインで提供されるサービスを意味します。クラウドサービスには、サブスクリプションベースでのクライアント側ソフトウェアの使用も含まれる場合があります。
- ・ 「エンドユーザー」 とは、お客様の承認された従業員または独立請負業者を意味します。MSP の場合、エンドユーザーには、お客様の受益者の承認された従業員または独立請負業者も含まれます。
- ・ 「評価サービス」 とは、試用、テスト、評価、または同様の目的を含むがこれらに限定されない、限定的な使用ベースで本契約に基づき OT が提供するサービス、またはその機能もしくは性能を意味します。誤解を避けるために付言すると、評価サービスには、OT パートナーに提供される可能性のある非再販ライセンスは含まれません。
- ・ 「フィードバック」 とは、クラウドサービス、評価サービス、無料サービス、クライアント側ソフトウェア、および/またはサービスドキュメンテーションに関連して、お客様またはエンドユーザーから提供される提案、報告、要求、フィードバック、推奨、またはその他のアイデアを意味します。
- ・ 「料金」 とは、注文書に指定された料金および手数料、ならびに注文書に含まれない該当する超過または過剰使用料金を意味します。
- ・ 「ハイリスクシステム」 とは、その故障が直接的に死亡、人身傷害、または壊滅的な人的損害につながる可能性のあるシステム、デバイス、またはネットワークを意味します。ハイリスクシステムには、重要インフラ、産業プラント、航空機、列車、船舶、または車両の航行または通信システム、兵器システム、航空交通管制システム、原子力施設、危険環境、危険システム、危険アプリケーション、または生命維持もしくは緊急業務が含まれるが、これらに限定されない。
- ・ 「知的財産権」 とは、特許、著作権、商標、企業秘密、データベース保護、またはその他の知的財産権法に基づき、またはそれに関連して、現在または将来存在する、登録済みおよび未登録のすべての権利、出願中の権利、またはその他の権利、および世界のあらゆる地域におけるすべての類似または同等の権利または保護形態を意味します。
- ・ 「マーク」 とは、本契約に関連して一方の当事者から他方の当事者に隨時提供される、すべての商標、サービスマーク、トレードドレス、商号、ドメイン名、社名、ブランド名、製品名、専有ロゴ、専有シンボル、およびその他の出所表示を意味します。
- ・ 「マネージドサービスプロバイダー」 または 「MSP」 とは、本契約の条件に従い、サービスの承認された使用を通じて、および/またはそれと連携して、ネットワーク、アプリケーション、システム、e-マネジメントサービス、および/またはその他のマネージドサービスを提供するサードパーティを意味します。

- ・ 「**無料サービス**」 とは、限定リリースとしてベータ版で提供されるサービスを含め、本契約に基づき OT が提供し、お客様に料金が請求されないサービスおよび関連するクライアント側ソフトウェア（もしあれば）を意味します。
- ・ 「**注文書**」 とは、お客様のサービスへのサブスクリプションに関して、OT、リセラー、または App Store から提供される、電子的または紙形式の書面による注文、見積もり、または同様の取引文書を意味します。注文書には、OT のチェックアウト支払いページ、または購入のために OT が送信する電子メール確認、あるいはサービスに関して利用可能になったその他の注文書または通信が含まれる場合があります。
- ・ 「**プロモーション**」 とは、特定のサービスまたはサービスの特定の組み合わせについて、特定のサブスクリプション期間に関連して、限定的または特定の期間提供される、プロモーション価格、バンドルサブスクリプション、またはその他の割引もしくはオファーを意味します。
- ・ 「**リセラー**」 とは、OT によってサービスの再販または配布を許可されたサードパーティを意味します。
- ・ 「**結果データ**」 とは、お客様のデータを処理することによってサービスから、またはサービスを通じて派生した情報、コード、ソフトウェア、実行可能ファイル、オブジェクトコード、ダイナミックリンクライブラリ、ドライバ、および/またはデータであるが、お客様のデータ（個人データを含む）とは十分に区別され、当該情報またはデータの検査、分析、またはさらなる処理だけでは、お客様のデータをリバースエンジニアリングしたり、その他特定したりすることができないものを意味します。結果データには、匿名化、集計化、または非識別化されたデータが含まれる場合があります。
- ・ 「**サービス**」 とは、本契約に基づき OT がお客様に利用可能にするクラウドサービスおよび関連するクライアント側ソフトウェア（もしあれば）を意味し、ユーザーに無料で提供されるサービスの更新を含みます。
- ・ 「**サービスドキュメンテーション**」 とは、OT がお客様に提供または利用可能にする、該当するサービスの構成、統合、操作、または使用を説明するマニュアル、指示、またはその他の文書もしくは資料を意味します。
- ・ 「**サブスクリプション期間**」 とは、該当する注文書に記載されたサービスの期間、または該当する注文書に記載されていない場合は、OT または OT を代表して書面でお客様に通知された期間、およびその後の更新期間を意味します。

2. サービス

2.1 アクセス権

本契約の条件を遵守することを条件として、OT は、サブスクリプション期間中、お客様に対し、本契約に従い、再販目的ではなく、また、本契約で特に許可されている範囲を除き、受益者のためまたは受益者に代わってサービスを提供するためではなく、お客様の内部事業目的のためにのみ、サービスの要素にア

クセスし、使用するための、取り消し可能、非独占的、サプライセンス不可、譲渡不可の権利を付与します。お客様は、以下について責任を負い、法的責任を負います。

- (a) お客様によるサービスの使用（本契約の違反または不履行を含む）
- (b) お客様のアクセス認証情報を使用して行われたサービスの使用または行為
- (c) お客様のエンドユーザーによる本契約の条件の遵守。

2.2 クライアント側ソフトウェアのライセンス

サービスにクライアント側ソフトウェアが含まれる場合、本第2.2条の条件が適用されます。本契約の条件を遵守することを条件として、OTは、サブスクリプション期間中、お客様に対し、以下のための、取り消し可能、非独占的、サプライセンス不可、譲渡不可のライセンスを付与します。(a) 該当する注文書に指定されたクライアント側ソフトウェアを、当該注文書に記載された数量で、お客様の内部事業目的のために、またサービスのコンポーネントとしてのみ、必要に応じてダウンロード、複製、使用すること、および (b) サービスを使用するために必要な場合、サービスドキュメンテーション（もし提供されれば）の合理的な数のコピーをダウンロードおよび複製すること。誤解を避けるために付言すると、OTは、お客様にサービスドキュメンテーションを修正、公に表示、公開、または配布する権利を付与しません。本項に基づき付与されるライセンスには、第三者による使用は含まれず、お客様は、本契約で特に許可されている範囲を除き、そのような使用を許可しないものとします。本契約に基づき作成または譲渡されたクライアント側ソフトウェアのコピーは、ライセンスされるものであり、販売されるものではなく、お客様は、当該コピーの所有権または所有権を取得しません。さらに、お客様は、本第2.2条で特に付与されたもの以外のクライアント側ソフトウェアに対する権利を取得しません。

2.3 サービス固有の条件およびサービスレベル

サービスの使用は、本書に組み込まれ、<https://cybersecurity.opentext.com/legal/service-specific-terms-addendum/> で入手可能な追加のサービス固有の条件に従う場合があります。さらに、サービスは、<https://cybersecurity.opentext.com/legal/service-level-addendum/> で入手可能であり、本書に組み込まれるサービスレベル補遺に従って提供されるものとします。

2.4 サポート

サービスのサポートは、本書に組み込まれ、<https://www.carbonite.com/legal/technical-support-addendum> で入手可能なOTのサポート条件に従って提供されます。

2.5 評価サービスおよび無料サービス

お客様がOTから利用可能になった評価サービスまたは無料サービスを使用することを選択した場合、お客様は、(a) 当該サービスに定義された制限に従い、かつ (b) 評価期間中、その意図された目的のために誠実にのみ、そうすることができます。書面で別途合意されない限り、「評価期間」は、お客様が評価サービスまたは無料サービスに最初にアクセスまたは使用した日から始まる30日間とします。上記にかかわらず、OTは、その単独の裁量により、いつでも評価サービスまたは無料サービスを終了する権利を留保し、これには、すべてのエンドユーザーに対して同時に評価期間を終了させることが含まれますが、

これに限定されません。お客様が評価期間内に注文書を提出するか、または評価サービスおよび/または無料サービス（該当する場合）を有料サブスクリプションに変換しない限り、評価サービスおよび/または無料サービス（該当する場合）は評価期間の終了時に失効します。評価期間が終了した場合、評価サービスおよび/または無料サービスが終了した場合、または本契約が終了した場合、お客様は、評価サービスおよび/または無料サービス（該当する場合）、または評価サービスおよび/または無料サービス（該当する場合）内のデータにアクセスできなくなります。OTによって別途合意されない限り、本番データ（個人データを含むがこれに限定されない）は、評価サービスまたは無料サービスでは利用できません。OTによって合意された場合でも、評価サービスおよび/または無料サービス（該当する場合）を本番データで使用することは、お客様自身の責任で行ってください。評価サービスまたは無料サービスの使用に関連して、お客様は特に以下に同意します。

- (i) 評価サービスおよび無料サービスは「現状有姿」で提供され、サポート、補償、または明示的もしくは黙示的な保証はありません。
- (ii) 本契約に関連してOTが行ったセキュリティ、コンプライアンス、サービスレベル、およびプライバシーに関するコミットメントは、評価サービスまたは無料サービスには適用されません。OTおよびその関連会社は、評価サービス、無料サービス、および関連するクライアント側ソフトウェアについて、いかなる種類の責任も負わないものとします。ただし、当該責任の除外が適用法の下で執行不能である場合を除き、その場合、評価サービスおよび/または無料サービスに起因または関連するOTの総責任額（OTが明示的にすべての責任を否認する間接的損害を除く）は、1,000米ドル（または現地通貨での同等額）とします。

2.6 変更

OTは、その事業、技術、およびサービス提供の変更を反映するために合理的に必要な場合、その運営規則、アクセス手順、サービス、またはサービスドキュメンテーションを変更することができます。変更がお客様の該当サービスの使用に重大な悪影響を及ぼす場合、OTは、当該変更を実施する前に、合理的な事前の書面による通知を行います（ウェブサイトまたはサービス上のバナー通知による変更に関する情報の掲載、および/またはお客様から提供された最後の電子メールアドレスへの電子メールの送信を含むが、これらに限定されない）。

2.7 リースハードウェア

お客様の注文書に記載されたサービスにハードウェアデバイス（リースハードウェア補遺に定義）の使用が含まれる場合、お客様によるハードウェアデバイスの使用は、

<https://cybersecurity.opentext.com/legal/leased-hardware-addendum/>で入手可能であり、本書に組み込まれるリースハードウェア補遺に従うものとします。